

「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の変更案に対する意見募集結果

1. 意見の提出状況

提出件数: 14件、意見総数: 74件(同様意見を含む)

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
全般的事項		
1	廃棄物焼却の運転と設備に重点がある現在の対策は間違っており、ダイオキシン対策の基本に脱焼却・脱塩素を据えるべきである。」という。))	<p>廃棄物処理については、循環型社会形成推進基本法(以下、「循環法」という。)に定める基本原則に基づき、第1に廃棄物の発生抑制、第2に再使用、第3に再生利用を推進すべきですが、それでもなお残る廃棄物については、熱回収をしつつ焼却することが重要であると考えています。</p> <p>塩素については、現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に定める基準に適合した焼却施設においては、塩素を含む廃棄物を焼却した場合でもダイオキシン類の発生は抑制できるものと考えています。</p>
第1 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量		
2	ダイオキシン類による長期的リスクをできるだけ軽減するという観点から、変更後の削減目標量は、少なくとも、現在の排出量又は現行の削減目標量以下とするべきであり、変更案の削減目標量の設定は妥当である。	御意見と同旨の計画内容となっています。
3	一般廃棄物焼却施設について、平成9年から15年にかけて大幅なダイオキシン類排出量の削減が図られたことは、大変な効果であり、今後も平成22年に向けて更なる削減を進めることは重要な施策と考えるが、そのためには、全国の市町村において、環境省、関係都道府県の指導の下、相当の努力をしたうえで達成されるものであることについて、十分ご理解いただきたい。	計画の実行段階に係る御意見として受け止めます。

4	<p>発生源での削減対策は、引き続き進めていくことが必要であると考え、廃棄物処理分野における削減目標量について、現在までに相当な努力をして削減してきており、平成15年比で更に3分の1以上の削減を求めることは相当な困難が予想されるが、ダイオキシン類の推計排出量を今後更に15%削減する必要性は如何にあるか。</p>	<p>ダイオキシン類については、POPs条約において、「人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減するため、その放出を継続的に最小限にし、及び実行可能な場合には究極的に廃絶することを目標」としており、また、中央環境審議会答申(平成16年11月12日)においても、「少なくとも現状の排出量レベルを超えることがないように排出量を長期にわたって管理する必要がある。」とされています。こうした基本的な考え方を踏まえて、効率的な対策を今後とも継続することが必要と考えられます。なお、廃棄物処理分野について、廃棄物の減量化や老朽化した施設の建て替え等により、削減目標の達成は可能と考えています。</p>
5	<p>平成15年時点で約95%の削減となっており、平成22年時にこの削減目標量が達成されると、どのようになるのか。また、変更案は、1日耐容摂取量や環境基準の見直しを視野に入れたものではないのか。</p>	<p>本計画は、POPs条約で求められている計画期間や我が国のダイオキシン類汚染の状況等を踏まえて、平成22年までの計画としたものです。平成22年以降については、その時点での状況の評価を踏まえて、対応を検討することになります。</p> <p>また、ダイオキシン類の削減目標量は、考え方の4に示すPOPs条約や中央環境審議会答申(平成16年11月12日)の考え方を踏まえ、実施可能な対策を講じた場合に達成することが可能な量として設定したものであり、変更案についても、同様の考え方に基いて策定されていることから、削減目標量の変更案は耐容一日摂取量や環境基準の見直しを視野に入れたものではありません。</p>
6	<p>ダイオキシン類削減対策を進めることは人の健康リスクを低減するために必要であるが、一方で国民や事業者に新たな負担を求めることになり、対策の必要性を客観的かつ科学的データをもって示すことにより国民の理解を得る必要がある。このため、ダイオキシン類の削減目標量と人体への摂取経路を踏まえたダイオキシン類の耐容一日摂取量(TDI)との関係を明らかにし、目標年度の平成22年度において人の健康リスクをどの程度低減することを前提として対策を強化するのか計</p>	<p>ダイオキシン類の削減目標量は、考え方の4に示すPOPs条約や中央環境審議会答申(平成16年11月12日)の考え方を踏まえ、実施可能な対策を講じた場合に達成することが可能な量として設定したものです。環境中でのダイオキシン類の挙動については十分解明されている状況にはないため、削減目標量と耐容一日摂取量との直接的な関係を明らかにすることは、現時点では困難です。なお、排出量の推計を通して対策の進捗状況を把握するとともに、環境中濃度や摂取量に関する継続的な調査を通して、人の健康リスクの低減状況の把握に努めています。</p>

	画中に明記されたい。	
7	TDI は2ないし1pgTEQ/kg/日が正しく、国民平均摂取量で評価する考え方自体が間違いであり、2010年の削減目標量は小さすぎる。	我が国のTDIは、中央環境審議会、生活環境審議会及び食品衛生調査会において合同で科学的見地から検討が行われた結果、4pg-TEQ/kg 体重/日と設定されたものです。これまでのところ、この値を見直す必要があるような新たな科学的知見は得られていないものと考えています。なお、削減目標量の設定については、考え方の6を参照下さい。
8	ダイオキシン類の排出インベントリーの推計値が正しいことを証明するような資料をつけて計画変更を提案すべき。また、計画の具体性を示すため、廃棄物焼却量の減量化について数値目標を立てるべきである。	毎年公表しているダイオキシン類の排出インベントリーにおいて、最新の技術的知見に基づいて発生源毎の算定根拠を示しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「特別法」という。)の施行状況及び環境調査結果も公表しています。 また、廃棄物焼却量の減量化については、ダイオキシン類対策推進基本指針に基づき、平成22年度の目標量を設定しています。
9	現状における推計排出量は正確な実態を把握しているとは言えないので、削減目標量は見直しすべきである。	考え方の6及び8を参照下さい。なお、排出実態の把握については、毎年の排出インベントリー作成に際して、最善の努力を行っております。
10	削減目標量は排出量の削減をほとんど廃棄物処理分野だけで実施しようとしており、納得できない。	考え方の6を参照下さい。
11	アルミニウム合金製造施設の削減目標量は、他の業界に比べ非常に高く、達成の根拠なく設定したもので、他の産業分野と同等の基準で良く、平成15年における排出量である、17.4g-TEQ/年とするべきである。	削減目標の変更案は、現行計画の削減目標量を基礎として、現在の排出量(推計値)を踏まえつつ、各業界の状況等を勘案して設定したもので、適当な値であると考えます。
12	アルミ合金製造施設については、現行の計画の削減目標量を達成しておらず、廃棄物処理分野等、削減目標量を達成している他の発生源との公平性を確保するためにも、早急に目標を達成するよう努力すべきである。	御意見の趣旨に沿った計画内容となっています。
第2 削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項		
1 排出基準の遵守等		

(1)大気排出基準及び水質排出基準等の遵守		
13	ダイオキシン類の煙突以外の室内へのリークや工場敷地内に降った雨水等へのリークについて排出基準を適用すべきである。	非意図的に生成されるダイオキシン類の排出規制について、排出口における排出許容限度を設定し、監視することが、これまでの環境対策の手法から有効と考えられます。室内へのリークについては、極力これをなくすることが基本であり、排出の許容限度を設けるべき性質のものではないと考えられます。雨水等については、事業場内の雨水由来の排水を含め、事業場から排出される水の全てに対し排出規制が行われています。
(2)ダイオキシン類による環境の汚染の防止		
14	埋設又は回収されたダイオキシン含有農薬(2,4,5-T、PCP、CNP、PCNB)の掘削、保管、処理は、関係住民に情報を公開し、その意向を尊重し、かつその監視の下、新たな環境汚染につながらないように実施すべきである。	「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル改訂版」(平成17年3月30日)において、埋設されたPOPs等廃農薬の掘削にあたっては、当該地区の条件を考慮して適切な汚染防止対策を施行・準備するとともに、周辺住民に対して作業の目的と手順を周知することとしています。また、無害化処理技術による最終的な処理がなされるまでの間の保管にあたっては、適切な保管及び定期的な環境監視を行うこととしており、新たな環境汚染に繋がらないよう配慮しております。 なお、補助事業として実施中の埋設農薬処理事業によって行われている無害化処理については、今後、公表される予定です。
(3)事故時の措置		
15	そもそもダイオキシン類は非意図的生成物と位置づけられているのに、事故時の措置とは、何を想定しているのか。	「事故時」とは、特別法第23条第1項に、「特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたとき」と規定されています。
16	廃棄物処理施設のうち、最近稼働をはじめたガス化溶融炉や灰溶融炉、RDF燃焼炉などにおいて運転上の不具合や火災・爆発事故、あるいはバグフィルターの破損事故などの報告が相次いでおり、不具合等のために運転停止を繰り返したり、バグフィルターの破損等によって排出基準を大幅に超過していると思われるので、その実態把握と対策が十分に行われるよう見直しすべ	平成16年の廃棄物処理法改正において、廃棄物処理施設において生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときには、直ちに応急措置を講ずるとともに、都道府県知事に届出を行うこと等を義務づけました。 また、RDFについて、環境省では、平成15年12月に「ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」を示すとともに、廃棄物処理法施行規則を改正し、ごみ固形燃料を適切に製造・利用するための技術上の基準を定めたところです。

	きである。	これらを含めて、引き続き、廃棄物処理施設の安全性の確保に努力してまいります。
(4)ダイオキシン類による汚染の状況の測定		
17	特別法第28条の規定自体が、ダイオキシン類の測定頻度等の点で不十分な規定と言わざるを得ず、見直しが必要である。	特別法の履行状況を検査するための公的な立入検査と異なり、特別法第28条に基づく設置者による測定の頻度は、設置者の自己管理を促すことを目的とするものであることを踏まえ、また、他の有害物質についての自己測定の場合の扱いを参考に、年1回以上としています。設置者による測定の推進を図るため、迅速かつ低廉な簡易測定法をその特性に応じた適切な分野へ積極的に導入することとしています。
18	かつて及び現在、塩素誘導体及びダイオキシン含有農薬(2,4,5-T、PCP、CNP、PCNB)を製造・使用した工場の事業者、敷地内(工程廃棄物の処理施設や埋設箇所、排水経路を含む)及び、該当工場の廃棄物の最終処分場におけるダイオキシン類の環境調査を実施し、その結果を公表することを義務づけるべきである。	<p>廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、一定濃度を超えるダイオキシン類が含まれる燃え殻等の廃棄物は、環境中へ排出されないよう遮断型最終処分場で処分されています。ダイオキシン類の濃度が基準未滿の廃棄物は、管理型最終処分場で処分されますが、最終処分場の設置者は放流水については1年に1回以上、また、最終処分場周辺の地下水については、原則として1年に1回以上、ダイオキシン類を測定することが義務づけられており、生活環境保全上の利害関係者の求めに応じ、その結果を閲覧させなければならないとされています。</p> <p>なお、工場には、一般の人が立ち入りませんので土壌調査は工場の事業者の判断により実施するものと考えますが、工場跡地を含めて一般の土壌は特別法に基づき都道府県等が必要性を判断して監視や調査が行われています。</p>
(5)公害防止統括者等の選任		
19	公害防止統括者及び公害防止管理者は、事業者が選定しただけでは、公正な立場にたちにくく、各種の知識が十分でないまま、メーカー任せになる可能性が高いので、技術士(衛生工学部門等)、公害防止管理者(ダイオキシン、大気等)といった公的な資格を有することとするべきである。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、一定の要件に該当する事業者には、公害防止統括者と公害防止管理者の選任が義務付けられています。公害防止統括者は、特定工場においてその事業の実施を統括管理する者(通常、工場長に該当する者)をもって充てることとされており、業務の性質上、公的な資格が要求されているものではありません。一方、公害防止管理者は、公害防止業務に関する技術的事項を管理することとされて

		おり、同法に規定されている国家試験に合格した者又は資格認定講習を修了した者に付与される公的な資格を有する者を選任することとされています。
(6)その他		
20	野焼き、野外焼却の禁止は賛成だが、周知徹底されていないので、具体的に計画を述べるとともに、国民への広報にも心がけるべきである。	廃棄物の野外焼却の禁止については、法令及びその施行通知により既に具体的に示されているところであり、その内容については、既に地方公共団体を通じて適切に周知が図られているものと考えておりますが、引き続き、広報に努めてまいります。
21	野外焼却についての取り締まりは大切で、その成果で排出量も削減したと思うが、特に工務店等で建築廃材の処理に苦慮している状況があるので、焼却できなくなったことによる廃棄物の適正な処理方策も盛り込む必要がある。	野外で焼却できなくなった廃棄物の処理については、まずは、循環法に定める廃棄物処理の基本原則に基づき、第1に廃棄物の発生抑制、第2に再使用、第3に再生利用することが重要であり、それでもなお残る廃棄物については、適切な焼却施設を有する処理業者に対して委託処理することが適当と考えます。
22	土壤汚染対策法の「特定有害物質」にダイオキシン類及びダイオキシン含有農薬を追加するとともに、ダイオキシン汚染の原因者に、その浄化経費を負担するよう義務づけるべきである。	ダイオキシン類による土壤汚染については、ダイオキシン類という有害性の強い特定の物質を対象を限定して土壤汚染対策を行う仕組みとなっている特別法に基づき対応しています。 また、汚染原因者に、浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施の際に判断されますが、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確であれば、公害防止事業費事業者負担法の規定により、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。
23	底質の汚染原因者が特定される場合、その原因者に浄化費用を負担するよう求めるべきである。	ダイオキシン類による底質汚染については、「河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」及び「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」等をもとに取り組んでいるところです。汚染原因者に浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施者の判断によりますが、公害防止事業費事業者負担法に規定される手続きにのっとり、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。
2 ダイオキシン類の管理		

24	<p>先の総務省の行政監察結果により、事業者によるPRTR 制度に基づく排出量の把握及び届出が適切に行われているとは言えない実態にあることが明らかになっていることから、事業者に対する適切な指導強化が必要である。</p>	<p>先の総務省による行政評価の結果を踏まえ、PRTR 制度に基づく排出量移動量の届出について、未届出事業者や対象化学物質の届出漏れがなく適切になされるよう、事業者に対する指導や普及、啓発について、現在、鋭意進めているところです。</p>
25	<p>ダイオキシン類の管理場所には、その旨揭示し、盗難や事故における汚染の拡大がないよう厳重に管理することを、事業者に義務づけるべきである。</p>	<p>ダイオキシン類等を取り扱う事業者においては、化学物質排出把握管理促進法第4条に従い、化学物質管理指針に留意して化学物質の適正な管理が義務付けられており、化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努め、廃棄物が運搬されるまでの間は適正に保管するなどの管理に努めるよう促しています。</p>
<p>3 ダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進</p>		
26	<p>最もダイオキシンが多く含まれる焼却炉のバグフィルターで捕集される飛灰の処理を徹底するため、ダイオキシン類を無害化するために的確な技術、施設を用いて飛灰を処理すべきことを明記するべきである。</p>	<p>焼却炉の飛灰については、廃棄物処理法の処分基準として、溶媒固化や焼成等の方法が定められており、処分基準が遵守されていない場合には、改善命令が出される等、適正処理の確保方策が講じられています。</p>
27	<p>建材のみリサイクルを義務づける法律がなく、プラスチック廃材のリサイクルが抜け落ちているため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、未実施の物にもリサイクル(再資源化)を義務づけることとすることを明記するべきである。</p>	<p>塩化ビニル、プラスチック等についても、現在のところ、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(建設リサイクル法基本方針)」において、「再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい」と定め、廃プラスチックの再資源化を促しています。</p> <p>しかしながら、再資源化施設が全国的に立地していないこと、回収ルートが確立していないこと、リサイクルコストが地域により大きなばらつきが想定されることなどの理由により、プラスチックを特定建設資材として位置づけておりません。プラスチックを特定建設資材とするか否かは、資材の生産流通状況や再資源化の技術的経済的可能性を踏まえた総合的な判断が必要であり、今後とも引き続きその取り扱いについては検討していきます。</p>
28	<p>事業活動に伴う廃棄物の減量化にあたっては、ライフスタイルの見直し等、国民生活と密接に関係すること</p>	<p>本計画「第4 5(2)計画的な広報活動」の冒頭に以下の記述を追加します。</p>

	から、国民の果たす役割は重要であり、本計画に、事業者、国・地方公共団体の位置づけとともに、国民の果たす役割も盛り込む必要がある。	「ダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の発生抑制等を図るためには、国民が、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚し、廃棄物の減量その他、環境負荷の低減に向けた取組を一層進めることも重要である。このため、」 加えて、本計画「第4 5(2)計画的な広報活動」の記述のとおり、国民がこのような責務を十分に果たしていくよう、計画的な広報活動の施策を実施することとしております。
第3 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項		
全般		
29	第3の表題については、循環型社会形成推進基本法の基本原則などから、3R の推進を明確に表現する表題とすることが適切である。	特別法第33条第2項で、本計画において定める事項として、3号に「資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項」と規定されているため、表題の変更はできませんが、3R の推進については重要であり、本計画「第3 1(1)循環法等に基づく施策の推進」に明記しています。
30	廃棄物の減量化等について、具体的な施策を示すことにより、国民等の理解を得るとともに、取組みへの協力を求める必要があるため、ごみ焼却施設の燃焼温度の低下を防止するため、生ごみを分別し再生利用を図ることや、塩素を含む高分子化合物の分別の徹底を図ることなど、ダイオキシン類の発生を抑制するための直接的な施策を盛り込まれたい。	廃棄物処理法に定める基準に適合した焼却施設においては、生ごみや塩素を含む高分子化合物を焼却した場合でもダイオキシン類の発生を抑制することが可能であり、ダイオキシン類対策上、これらの廃棄物の分別が重要であるとは考えておりません。ただし、廃棄物を分別することには、廃棄物の焼却量の減少につながるなど多くの利点があり、引き続き分別を推進するための普及啓発活動に取り組んでまいります。
31	事業活動に伴う廃棄物の減量化にあたっては、ライフスタイルの見直し等、国民生活と密接に関係することから、国民の果たす役割は重要であり、本計画に、事業者、国・地方公共団体の位置づけとともに、国民の果たす役割も盛り込む必要がある。 <意見28の再掲>	考え方の28を参照下さい。

32	廃棄物焼却量の削減も目標に入れるべきである。	考え方の8を参照下さい。
33	塩素系化学物質の使用削減がダイオキシン削減に有効であるため、製品そのもので、またそれを廃棄処理する際、ダイオキシン汚染が生じないよう、有機塩素系及び有機臭素系物質の添加を出来る限り止めるべきで、製品中の塩素、臭素、フッ素などの削減措置や使用禁止、代替品の開発等の対策をすすめる必要がある。	欧州連合(EU)では特定有害物質使用制限(RoHS)指令が公布、発効されたことにより、電気・電子機器における有害物質(鉛、水銀、ポリ臭素化ビフェニル、ポリ臭素化ジフェニルエーテル等6物質)の使用が2006年7月から禁止されます。我が国においては、製品等が廃棄物として処理される段階で廃棄物処理法に基づく対策が講じられていることもあり、製品中に使用されている有害物質に起因した環境汚染が顕在化している状況にはありません。しかしながら、環境汚染を未然に防止し、資源の有効利用を促進する観点から、環境省においては、製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策について、検討会を設置して、検討を開始しているところです。
1 廃棄物の減量化のための施策の推進		
(1) 循環法等に基づく施策の推進		
34	3R イニシアティブの推進だけでなく、生産企業の生産者責任(EPR)による資源の総量抑制や製品中の有害物質規制及び最終製品の使用済み後の回収管理を義務づけるべきである。	生産企業の資源の総量抑制等の生産者責任については、循環型社会形成推進基本計画において、事業者は拡大生産者責任を踏まえ、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分等の取組等を一層推進していくこととしています。製品中の有害物質規制については、上記考え方の33を参照下さい。
(2) 廃棄物処理法等に基づく施策の推進		
35	国は、この度廃棄物処理法の基本方針の改定により、廃プラスチック類の一部についてサーマルリカバリーを推進する方針を決定したが、これは循環資源の適正利用の推進に反する。	廃棄物処理法の基本方針においては、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進した上で、それでもなお残った廃プラスチック類について、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当であるとしており、循環資源の適正利用の考え方に反するものではありません。
(3) 廃棄物の減量化のために要した設備投資に対する支援措置		
36	廃棄物の減量化等の方策の比較検討(環境保全性、資源保全性及び経済性等の面からのアセスメント)を行い、適正な技術の選択を前提とした施設整備の採用に対する支援措置を行うべきである。	本年度創設した循環型社会形成推進交付金制度において、廃棄物の3R推進のための目標を設定した上で、適切な技術を比較検討し最適なものを位置づけ、その中で必要と認められた施設を整備することとしております。
2 廃棄物の減量化の目標量の達成		

37	徳島県上勝町が目指しているような「ゼロ・ウェイスト宣言」と目標年次の設定などのように、現行の目標量の設定を大幅に見直し、計画的に実現するためのプログラムの策定を行うべきである。	基本方針に基づく廃棄物の減量化の目標は、現在その達成に向けて諸施策を定め、努力しているところです。なお、この目標量については、中間目標年度を平成17年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化を踏まえて必要な見直しを実施することとなっております。
3 その他		
(1) 官公庁施設から発生する廃棄物についての抑制と適正処理		
38	官公庁は、その施設で使用して廃棄される製品の購買等に当たっては、あらかじめ塩ビ製品等ダイオキシン類の発生の原因となる製品の不使用や抑制を率先して図る取組を行う必要がある。	<p>製品が廃棄されることになった場合の廃棄物処理については、循環型社会形成推進基本法に定める基本原則に基づき、第1に廃棄物の排出抑制、第2に再使用、第3に再生利用を推進すべきですが、それでもなお残る廃棄物については、熱回収をしつつ焼却することが重要です。</p> <p>また、塩素については、現在の廃棄物処理法に定める基準に適合した焼却施設において、塩素を含む廃棄物を焼却した場合でもダイオキシン類の発生は抑制できるものと考えています。</p> <p>実際にダイオキシン類が発生する可能性がある廃棄物の段階における考え方は、上記のとおりであることから、グリーン購入法においては、現在のところ塩化ビニル等に着目した製品の抑制を図る取組は行っていません。一方、循環型社会形成を推進させる観点から、特定調達品目にリサイクル製品を拡充させ、再生利用の推進及び廃棄物の抑制を図っているところです。</p>
(2) 環境教育・環境学習の充実		
39	環境教育及び環境学習のテーマのなかに、リスクコミュニケーションの必要性とその実施の在り方などについて採り入れるべきである。	ダイオキシン類の削減に関する施策の推進に当たっては、ダイオキシン類の環境リスクに関する正確な情報を、市民・産業・行政等の全てのものが共有し、相互に意思疎通を図る(リスクコミュニケーション)ことは重要です。御指摘を踏まえ、環境教育・環境学習のテーマとしてリスクコミュニケーションの必要性等を採用入れる等、リスクコミュニケーションの推進に努めていきます。
第4 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項		
1 POPs 条約の的確かつ円滑な実施		
40	POPs 条約の内容について、国民に十分には周知が図られていないと思われるので、わかりやすいパンフレ	POPs 条約の内容については、2004年5月に改訂した POPs に関するパンフレットや、関係省庁共通パンフレット「ダイオキシン類」の中でも説明を行って

	ットの作成や説明会の開催など各種機会を通じて広報等の活動を積極的に行うべきである。	います。今後とも本計画「第4 5 国民への的確な情報提供及び情報公開」に記述してあるように、様々なメディアや機会を通じて、POPs条約の内容も含め、ダイオキシン類に関する正確な情報の提供に努めていきます。
4 1	アルミニウム再生業に関するBAT及びBEP指針案は明らかに検討不足のままに記載された数字であり、BAT及びBET指針案は、あくまで参考という位置付けで考え、BATと本当に言えるのかBAT及びBEP指針を確実に達成できるのかの検証を我が国に於いても独自に行なうべきである。	利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)に関する指針については、POPs条約第5条において、締約国がBAT及びBEPを適用する場合に考慮すべきことが規定されています。本指針に関し、条約第1回締約国会議(COP1)に提出された指針案は、素案の段階で公開され、各国・団体等から寄せられた意見等を踏まえ、3回の専門家会合における審議を経て取りまとめられたものです。COP1では、わかりやすさの向上、途上国のニーズに対する対応、代替手段の追加等の観点から修正が必要とされたため採択されませんでした。締約国が行動計画の作成等において、この指針案を考慮することを奨励する決議が採択されました。こうした経緯や手続きを踏まえて、我が国としても指針案を十分尊重して、BATの利用を推進する責務があります。なお、アルミニウム合金製造施設については、指針案等を考慮して、今後、新たに設置される施設に対して必要な方策について検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていくこととしています。
4 2	埋設又は回収されたダイオキシン含有農薬(2, 4, 5-T, PCP, CNP, PCNB)について、埋設箇所や保存場所に、その旨表示し、掘削や処理が実施されるまで、厳重に管理することを、行政や事業者が義務づけるべきである。	埋設場所等については、犯罪予防等のため非開示としていますが、管理者において厳重に管理されています。
2 ダイオキシン類発生源対策の推進等		
(1) 廃棄物対策等の推進		
4 3	高濃度汚染された底質の対策工事には多額の費用を要し、自治体単独で対策を講じることが困難であるため、河川底質についても、土壌汚染と同じ枠組み(対策河川・区域の指定、対策計画の策定、国からの財政的支援)で対策を講じられるように法律改正等をされた	河川底質については、ダイオキシン類汚染が発見された場合、河川法に基づき河川管理の責任を負っている国、都道府県知事等が、汚染の原因の究明、対策範囲の特定や除去等の具体的処理方法について検討又は対策事業を進めているところです。こうした河川法等に基づく仕組みに加えて、更に土壌汚染処理と同様に法的な枠組みが河川底質にも必要かどうかについては、今

	い。	後、更に検討する必要があると考えます。
44	廃棄物焼却施設に対する日本の排出基準は、規模の大小及び既設、新設によって基準に相違を設けているが、欧州各国の基準にならってすべて新設基準に一本化すべきである。	我が国のダイオキシン類の大気排出基準は、中央環境審議会答申(平成11年12月10日)を踏まえ、実施可能な技術的対応を講じた場合に達成し得るレベルで設定することを基本としており、新設の大規模施設については実施可能な最新・最善の技術的対応を考慮して設定し、既設施設や中小規模の施設についてはその対応能力も考慮して設定しています。施設規模等を考慮するこのような考え方は、BAT 及び BEP 指針案にも言及されているものであります。
(2)未規制発生源対策等の推進		
45	我が国はダイオキシン類対策を積極的に進めてきたことから、その成果を踏まえ、率先して BAT 及び BEP 指針案に従い、対策を進め、国際的模範となるよう努力すべきである。	計画の実行段階に係る御意見と受けとめます。 そのような趣旨も踏まえ、本計画を運用してまいります。
46	アルミニウム再生業に関する BAT 及び BEP 指針案は明らかに検討不足のままに記載された数字であり、BAT 及び BEP 指針案は、あくまで参考という位置付けで考え、BAT と本当に言えるのか BAT 及び BEP 指針を確実に達成できるのかの検証を我が国に於いても独自に行うべきである。＜意見41の再掲＞	考え方の41を参照下さい。
47	未規制発生源の検討が水質に偏っており、大気がおろそかになっている。これまでダイオキシン類発生の検討が行われなかった塩素系の長寿命化剤が添加されたエンジンオイルや廃プラスチックが大量に使われている高炉・コークス炉について、早急に検討を行い、規制対象に加えるべきである。また、POPs 条約の附属書に掲載された発生源のほかに、ダイオキシン国際会議等で発表されているダイオキシン類の発生源と考えられる施設についても出来るだけ情報を収集して該当すると	大気に関する未規制発生源については、中央環境審議会答申(平成11年12月10日)に基づき、排出濃度や排出量等を勘案して、規制対象とすべきかどうか検討してきております。今後も本計画「第4-2(2)未規制発生源等の推進」に記述しているとおり、未規制のダイオキシン類発生源等について、御意見も参考にしつつ、排出実態を計画的に把握し、排出に関する最新の知見、技術の国際的な水準を示す BAT 及び BEP 指針案等を考慮して、排出削減対策を推進します。

	思われる施設については積極的に規制対象に加えるべきである。	
48	これまで特別法に基づいて特定施設を指定するに当たって各種発生源について行っているダイオキシン類排出実態調査について公表すべきである。	ダイオキシン類の未規制発生源に係る検討については、平成12年より「ダイオキシン類未規制発生源調査検討会」において検討しており、これまでに、9施設を特定施設(水質基準対象施設)として追加してきました。なお、検討会資料については企業秘密に係る部分を除き、原則として情報公開しています。今後とも、科学的知見を充実させ、未規制のダイオキシン類発生源について調査検討を進めていきます。
49	かつて及び現在、塩素誘導体及びダイオキシン含有農薬(2,4,5-T、PCP、CNP、PCNB)を製造・使用した工場の事業者、敷地内(工程廃棄物の処理施設や埋設箇所、排水経路を含む)及び、該当工場の廃棄物の最終処分場におけるダイオキシン類の環境調査を実施し、その結果を公表することを義務づけるべきである。〈意見18の再掲〉	考え方の18を参照下さい。
50	塩素誘導体を製造・使用する事業者、塩素系誘導体を含む製品及び塩素系誘導体を製造・使用する工場からの排出物中のダイオキシン類の含有量を調べ、その結果の公表を義務づけるべきである。	特別法の特定施設を設置し、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR届出要件を満たす事業者については、ダイオキシン類の排出量の届出が義務付けられており、国が集計データを公表しているのみならず、個別事業所のデータについては開示請求によって入手できる仕組みになっています。なお、届出要件を満たさない事業者からの排出量については、国が適切に推計しているところです。
(3) 地方公共団体が設置するごみ焼却施設に係る財政的・技術的支援の推進及び整備の促進並びに産業廃棄物焼却施設の設備の高度化の推進		
51	ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減を一層推進するためには、高度な排ガス処理施設の整備を要することも予想され、財源の移譲や交付金配分の重点化等による財源の確保が必要になるため、地方公共団体が設置するごみ焼却施設について、ダイオキシン	環境省としては、本年度から創設した循環型社会形成推進交付金制度により、今後ともダイオキシン類の排出削減を推進するための施設整備に対する支援を行っていくこととしております。

	類対策を推進するための財源の確保に一層配慮されたい。	
5 2	ア prioriに焼却施設への財政的な支援を前提にすべきではなく、地域事情に合致したごみ処理に最適なシステムの検討及び財政上の支援を行う際には、採算性や経済性などの検討のためにコスト比較や財政アセスメントを義務づけるべきである。	考え方の3 6及び5 1を参照下さい。
(4) 排出削減対策のために要した設備投資に対する支援措置		
5 3	最もダイオキシンが多く含まれる焼却炉のバグフィルターで捕集される飛灰の処理を徹底するため、飛灰の運搬・ダイオキシン無害化に資する設備も支援措置の対象にすることを明記するべきである。	政府系金融機関による各種融資制度では、産業廃棄物処理施設における飛灰の運搬やダイオキシン類の無害化に資する施設も融資の対象となります。
5 4	削減対策が強化される「産業廃棄物処理施設」及び「小型廃棄物焼却炉等」並びに「アルミニウム合金製造施設」について、設備等に対する財政上及び技術上の支援措置を重点化するとともに、ダイオキシン類対策に必要な技術開発等を優先的に実施されたい。	特別法に係る民間の特定施設については、ご指摘の「産業廃棄物処理施設」、「小型廃棄物焼却炉等」、「アルミニウム合金製造施設」等に対して、これまで補助金等の財政上の支援は行っていませんが、低利融資などの金融上の支援を行ってききましたので、引き続き、これらの金融上の支援に努めてまいります。また、排出規制対象施設に対する排出削減対策に係る情報の提供等技術上の支援措置にも引き続き努めてまいります。
5 5	排出削減のために要した設備投資が適切な手続及び経済的かつ技術的検討を経て実施されたものであるかどうかの事前審査及び事後審査を行うべきである。	現在、ダイオキシン類削減計画に即した支援措置として、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資が行われているところです。御意見のような、投資の経済的な適切性等については、投資を行う者の責任の下、各々の融資機関においても、適切に審査を実施しているものと考えております。
3 ダイオキシン類の排出量の把握		
(1) ダイオキシン類の排出量の目録の公表等		
5 6	ダイオキシン類削減目標の達成状況を把握するため、少なくともこれまでに排出が確認されている発生源については継続的に排出量を把握すべきである。	ダイオキシン類の排出インベントリーでは、特別法に基づく規制対象施設やその他これまでに排出が確認されている発生源については、御意見のとおり、原則として、継続的に排出量を推計することとしています。

57	最もダイオキシンが多く含まれる焼却炉のバグフィルターで捕集された飛灰もインベントリーの対象にすることを明記すべきである。	排出インベントリーは、直接環境に排出されるものを対象としています。このような原則の下で、廃棄物焼却炉からのばいじんは、最終処分場で管理されるものであるため、対象となりません。
58	各発生源別及び排出媒体別のダイオキシン類の排出量だけでなく、個別対象事業所別の排出量とその算出根拠などについても公表すべきである。	考え方の50を参照下さい。
(2) 常時監視その他の実態調査の実施及びその結果に応じた措置		
59	現状の測定頻度では必ずしも環境の汚染実態や排出実態を反映しているとはいえないので、測定箇所数及び測定頻度を増やすべきである。特に発生源からの排出濃度については、年1回以上という測定頻度では極めて不十分であるため、連続採取による常時監視装置の設置の推進を図るべきである。	一般環境における常時監視地点については、急速に充実し、現在では地域における発生源の状況、環境濃度の動向を踏まえ、適切に配置されているものと考えていますが、引き続き、適切な設置の促進に国としても努めてまいります。 また、特別法第28条に基づく設置者による測定については、考え方の17を参照下さい。 なお、都道府県等による立入検査の際の発生源の測定も、全国で年間1,264件(平成15年度)行われております。
(3) 効果的・効率的な測定及び精度管理の推進		
60	ダイオキシン類の測定に関しては、測定機関ごとの技術能力の差や、異常な価格競争などの影響等により、十分な測定精度が担保されないケースが見受けられるため、より一層の精度管理の促進が必要である。	環境省が実施するダイオキシン類の測定の請負調査では、十分な測定能力を有するか否かの判定を行う受注資格審査を予め行っています。また、環境測定分析統一精度管理調査等を通して、精度管理指針の普及を図り、ダイオキシン類の測定における精度管理を促進しています。
61	より効果的、効率的な測定やモニタリングを促進することは、長期的なリスク評価を行う上で、非常に重要である。	御指摘のとおり考え方から、常時監視を徹底するほか、迅速な測定が行える生物検定法の導入などに努めてまいります。
62	簡易測定法の導入の推進は必要だが、事業者が利用しやすいようにされたい。	個々の簡易測定法の導入に当たっては、事業者の利用しやすさの観点も考慮して検討していきます。
4 ダイオキシン類に関する調査研究及び技術開発の推進		
63	削減対策が強化される「産業廃棄物処理施設」及び「小型廃棄物焼却炉等」並びに「アルミニウム合金製造施	考え方の54を参照下さい。

	設」について、設備等に対する財政上及び技術上の支援措置を重点化するとともに、ダイオキシン類対策に必要な技術開発等を優先的に実施されたい。 <意見54の再掲>	
64	ダイオキシン類が極めて毒性が高いといわれながら、生成・排出機構、生物への影響、環境中の挙動等が十分に解明されたといえない状況にあるため、削減目標を達成しても、なお、ダイオキシン類の排出量は、焼却施設周辺住民等の最大の関心事である。このため、国において、こうしたダイオキシン類対策に必要な調査研究を推進するよう強く要望する。	本計画「第4-4 ダイオキシン類に関する調査研究及び技術開発の推進」に記述しているとおり、引き続き、ダイオキシン類対策に必要な調査研究等を鋭意推進してまいります。
65	ダイオキシン類の毒性及び人体への影響についての解明を行うため、過去に生じたダイオキシン被害事件等については、国際的な連携により情報収集と疫学的臨床的調査研究の推進を図るべきである。 そのため、国の各省及び各種研究医療機関等の連携はいうに及ばず、大学機関等民間の研究機関との連携等による恒常的な組織の創設を検討すべきである。	ダイオキシン類に関する調査研究及び技術開発の推進については、これまでも関係機関等と連携を図ってまいりました。いただいたご意見は、今後の計画の実施に際して参考とさせていただきます。
5 国民への的確な情報提供及び情報公開		
(1) 情報提供及び情報公開		
66	特に国民の知りたいネガティブ情報の積極的な提供及び情報公開を推進すべきである。	今後とも本計画「第4-5 国民への的確な情報提供及び情報公開」に記述してあるように、様々なメディアや機会を通じて、ダイオキシン類に関する正確な情報の提供に努めてまいります。
67	国は、ダイオキシン類の毒性や環境への排出量、その生物等への影響などの情報について、国のホームページでの公表だけでなく、地方公共団体を通じてその広報媒体への掲載など、積極的な情報提供と公開を行うべきである。	ダイオキシン類に関する情報については、逐次、地方公共団体にも提供しています。今後の計画の実施に際しては、各地方公共団体と協力して、広報媒体への掲載等を通して積極的に情報提供・公開を進めていきます。

68	行政や企業が実施したダイオキシン類の環境分析結果は、TEQ値だけでなく、異性体・同族体の実測値をホームページ等で開示するよう義務づけるべきである。	常時監視等環境調査結果については、平成17年度から、異性体等データを含むデータベースの公開を開始する予定です。 また、特定施設設置者による測定結果については、特別法第28条の規定に基づき、都道府県知事が設置者からの報告を受けた際に、その結果を公表するものとされています。
(2)計画的な広報活動		
69	POPs類を含有する製品、その製造・使用工場の所在、工場からの排出物、その保管・埋設個所、環境調査結果等についての情報は、企業秘密とするのではなく、すべての国民が知ることのできるようインターネット上で開示すべきである。	一般に、ダイオキシン類を含有する製品やその製造使用・工場の所在、保管等に関する情報は、現在、把握されておりませんが、ダイオキシン類の環境への排出については、特別法の規制対象施設での測定結果を都道府県知事が報告を受けて、その結果を公表することになっており、各都道府県においてホームページ等で公開されています。また、特別法の規制対象施設のうち、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度における届出要件(事業者としての従業員数)を満たす施設は、ダイオキシン類の排出量の届出が義務付けられており、個別事業所のデータについては開示請求によって入手できる仕組みになっています。
70	国の責任での広報活動はもとより、国民に一番身近な地方行政における積極的な広報活動の推進が図られるよう、国としても情報提供とともに財政支援策を行うべきである。	ダイオキシン類に関する情報については、逐次、地方公共団体にも提供してきましたが、17年度からは常時監視等環境調査結果のデータベースを公開すること等により、今後とも地域レベルでの情報公開の推進に努めてまいります。
その他		
71	国民各層にとって重大な関わりのある政策のパブリックコメントの募集期間が、わずか2週間しかないというのでは、十分な検討と適切な意見の提出の機会を妨げることになるので、期間を延長するか、ある程度の期間において二次募集を行うか、などの措置を講じるべきである。	ダイオキシン類対策の課題及び今後の方向性については、中央環境審議会答申(平成16年11月12日)の案に対する意見募集の際にも広く国民の皆様からの意見をいただいております。この答申に即した計画案の内容とした上で、パブリックコメントを行ったところですが、今回の期間はこれまで当省で実施してきた意見募集の期間の範囲内であり、特段短か過ぎると考えておりません。お忙しいところとは存じますが、迅速な計画策定にご協力を賜れば幸甚に存じます。